

【参考】令和3年度第3回理事会提出議案(承認済)

協議事項② 新型コロナウイルス感染症発生施設見舞金・応援職員派遣協力金の創設について

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症が発生した会員施設や、感染症発生により要員不足となった施設等に対して応援職員を派遣した会員施設等を支援するため、感染症発生施設に対する見舞金支給制度及び応援職員派遣施設に対する協力金支給制度を創設する。

2 提案の内容

(1) 感染症が発生した会員施設への見舞金支給

- ・感染症が発生した会員施設に対して見舞金を支給する。
- ・見舞金支給の対象施設・金額については、下表1のとおりとする。

(2) 応援職員派遣施設に対する協力金支給

- ・感染症の発生により要員不足となった介護施設等に対して、静岡県及び県老施協の要請により応援職員を派遣した会員施設等に対して協力金を支給する。

なお、今回の協力金制度創設は、全国老施協により支給されていた応援職員派遣施設への協力金の支給対象が、全国老施協の制度見直しにより全国老施協会員施設が派遣元施設又は派遣先施設の場合に限ることとされ、全国老施協非会員施設(県老施協単体会員施設)が協力金の支給対象外となったため、県単体の協力金制度を設けることとしたものであり、したがって全国老施協から協力金が支給される施設については、今回創設の県老施協単体の協力金支給は行わないものとする。

- ・協力金支給の対象施設・金額については、下表2のとおりとする。

3 支給対象施設・金額

表1 感染者が発生した会員施設への見舞金

対象施設	見舞金額 ※①
1施設の陽性者 5名以上	1施設 5万円
1施設の陽性者 4名以下	1施設 2万5千円

※① 全国老施協が全国老施協会員施設に対して支給している見舞金額の1/2

表2 応援職員を派遣した会員施設等への協力金

対象施設	協力金額 ※②
応援職員を派遣した会員施設等 (本会会員が派遣元施設または派遣先施設の場合に限る。ただし、全国老施協から協力金の支給を得ている場合及び派遣元施設と派遣先施設が同一法人である場合を除く。)	1施設 5万円

※② 全国老施協が応援職員派遣施設に対して支給している協力金額の1/2

4 必要経費(見込み)

感染発生済み施設への見舞金支給見込み分 70万円程度+今後発生分(予測が難しい)

※現在までに既に発生した施設における必要経費については概ね70万円を見込む。
なお、今後の第6波の有無、オミクロン株の流行等によって必要経費の額は大きく異なるため予測は難しい。

○必要経費算出根拠

(1)見舞金(感染発生済み施設分)見込み

① 全国老施協申請施設分: 16施設

・陽性者5名以上の施設 5万円 × 2施設 = 10万円

・陽性者4名以下の施設 2.5万円×14施設 = 35万円

合計 = 45万円(ア)

② 全国老施協非会員(県老施協単体会員)施設分

(ア)×約1/2(県老施協単体会員数108/全国老施協会員数195)=22.5(イ)

③ 合計((ア)+(イ))=67.5万円 ⇒ 約70万円

(2)応援協力金(実施済み分)見込み

全国老施協は、協力金制度を創設した令和2年6月25日から令和3年6月28日までの間は、全国老施協の会員・非会員を問わず協力金の支給対象としていたため、今までの本県応援派遣協力施設については全て全国老施協の協力金の支給を受けており、今回創設の県単独応援協力金の該当施設は無い。⇒ 必要経費無し

※県老施協の応援派遣実績(15件)は全て、令和3年6月28日以前である。

5 予算対応

災害対応に近い性格の資金であること、当初予算に該当予算科目がないことなどから予備費対応とする。(※当初予算・予備費:2,731,000円)

仮に今後のオミクロン株等の大流行その他の理由により、予備費で不足する場合には、他の予算科目からの流用対応や制度見直し等も含め、改めて理事会等に諮って対応を協議する。

なお、今後の支出額の規模拡大等の状況を見ながら、必要に応じて年度末の3月定例総会において補正予算を編成し、予備費から新予算科目への振り替えを検討する。

6 要綱制定・適用期間等

今回の理事会での制度創設の承認後速やかに見舞金・協力金支給要綱を制定し、年内を目途に施行する。

なお、見舞金の支給については、令和3年4月1日から遡及適用する。

【参考: 応援派遣協力金の対象施設】

具体事例

例1 本会会員が派遣元施設であるので、派遣先施設がグループホーム等であっても本会会員施設が協力金支給対象となる。

派遣元施設	派遣先施設
本会会員施設	本会会員、本会未加入施設 グループホーム 有料老人ホーム等

例2 派遣先施設が本会会員であるため、本会未加入施設(応援職員登録施設)が協力金支給対象となる。

派遣元施設	派遣先施設
本会未加入施設 (登録施設)	本会会員施設